決算特別委員会分科会構成表

歳入全部、歳出 第1款議会費、第2款総務費ただし第1項の一部及	(大) (大) (大) (大
第一番 び第2項の一部を除く、第3款民生費第4項、第4款衛生費第1項の 一部及び第2項の一部、第6款農林水産業費第1項の一部、第7款商工費第2項の一部、第9款警察費第1項の一部、第10款教育費第1項の一部、第6項の一部及び第7項の一部、第12款公債費、第13款諸支出金ただし第2項を除く令和6年度山形県公債管理特別会計歳入歳出決算令和6年度山形県一般会計歳入歳出決算令和6年度山形県一般会計歳入歳出決算中 歳出 第2款総務費第1項の一部、第9款警察費ただし第1項の一部 本 を除く、第10款教育費ただし第1項の一部、第6項、第7項の一部及 安 室 び第8項の一部を除く、第11款災害復旧費第3項の一部 本 田 令和6年度山形県一般会計歳入歳出決算中 歳出 第2款総務費第1項の一部及び第2項の一部、第3款民生費た だし第4項を除く、第4款衛生費ただし第1項の一部及び第2項の一部及び第2項の一部を除く、第5款労働費第1項の一部、第6款農林水産業費第2項の	(大) (大) (大) (大
### 1	目田(光) 5 (啓) 5 (本) 5 (** 5 (*
一部及び第2項の一部、第6款農林水産業費第1項の一部、第7款商工費第2項の一部、第9款警察費第1項の一部、第10款教育費第1項の一部、第6項の一部及び第7項の一部、第12款公債費、第13款諸支出金ただし第2項を除く令和6年度山形県公債管理特別会計歳入歳出決算令和6年度山形県一般会計歳入歳出決算中	野 所橋(啓) 二十 嵐 藤
日本の	野 所橋(啓) 二十 嵐 藤
務 会 の一部、第6項の一部及び第7項の一部、第12款公債費、第13款諸 支出金ただし第2項を除く 令和6年度山形県小町村振興資金特別会計歳入歳出決算 令和6年度山形県市町村振興資金特別会計歳入歳出決算 (伊藤(香)、相 教 一 表 日 第2款総務費第1項の一部、第9款警察費ただし第1項の一部	野 所橋(啓) 二十 嵐 藤
支出金ただし第2項を除く 令和6年度山形県公債管理特別会計歳入歳出決算 令和6年度山形県市町村振興資金特別会計歳入歳出決算 文 第 令和6年度山形県一般会計歳入歳出決算中 歳出 第2款総務費第1項の一部、第9款警察費ただし第1項の一部 を除く、第10款教育費ただし第1項の一部、第6項、第7項の一部及 び第8項の一部を除く、第11款災害復旧費第3項の一部 森 田 令和6年度山形県一般会計歳入歳出決算中 歳出 第2款総務費第1項の一部及び第2項の一部、第3款民生費た だし第4項を除く、第4款衛生費ただし第1項の一部及び第2項の一 部を除く、第5款労働費第1項の一部、第6款農林水産業費第2項の 部を除く、第5款労働費第1項の一部、第6款農林水産業費第2項の 部を除く、第5款労働費第1項の一部、第6款農林水産業費第2項の	野 所橋(啓) 二十 嵐 藤
令和6年度山形県市町村振興資金特別会計歳入歳出決算 文 第 令和6年度山形県一般会計歳入歳出決算中	野 所橋(啓) 二十 嵐 藤
文 第 令和6年度山形県一般会計歳入歳出決算中 歳出 第2款総務費第1項の一部、第9款警察費ただし第1項の一部 津、今 を除く、第10款教育費ただし第1項の一部、第6項、第7項の一部及 次 で第8項の一部を除く、第11款災害復旧費第3項の一部 本 田 令和6年度山形県一般会計歳入歳出決算中 歳出 第2款総務費第1項の一部及び第2項の一部、第3款民生費た だし第4項を除く、第4款衛生費ただし第1項の一部及び第2項の一 部を除く、第5款労働費第1項の一部、第6款農林水産業費第2項の	野 所橋(啓) 二十 嵐 藤
表	野 所橋(啓) 二十 嵐 藤
表	五十嵐 藤
安 室 を除く、第10 款教育費ただし第1項の一部、第6項、第7項の一部及 矢 吹、高	ī 十 嵐 胥 藤
安 室 び第8項の一部を除く、第11款災害復旧費第3項の一部 森 田 令和6年度山形県一般会計歳入歳出決算中	藤
章 令和6年度山形県一般会計歳入歳出決算中 歳出 第2款総務費第1項の一部及び第2項の一部、第3款民生費た 第 だし第4項を除く、第4款衛生費ただし第1項の一部及び第2項の一 部を除く、第5款労働費第1項の一部、第6款農林水産業費第2項の 要 3 がみび第4項の 第2項の一部、第6款農林水産業費第2項の	藤藤
歳出 第2款総務費第1項の一部及び第2項の一部、第3款民生費た 石川(渉)、齋 第 だし第4項を除く、第4款衛生費ただし第1項の一部及び第2項の一 佐藤(正)、柴 部を除く、第5款労働費第1項の一部、第6款農林水産業費第2項の 要 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	藤
厚	
厚 六 部を除く、第5款労働費第1項の一部、第6款農林水産業費第2項の 生 委	. ====================================
生姜 如果水类,原西,如 英 10 勃勃吞弗英 1 原西,如果水类(原西)	
環 只	
会 部、第11款災害復旧費第4項及び第5項、第13款諸支出金第2項 境 室 今年の欠時は11次月間の12次の12次月間に対象の12次月間に対象の12次月に対象	
一	
令和6年度山形県国民健康保険特別会計歳入歳出決算 令和6年度山形県病院事業会計決算	
令和6年度山形県州院事業云前代昇 令和6年度山形県一般会計歳入歳出決算中 相田(日)、遠	
第 歳出 第2款総務費第1項の一部、第6款農林水産業費ただし第1項 佐藤(寿)、松	
農 五 の一部、第2項の一部及び第4項の一部を除く、第10款教育費第6項 阿部(恭)、	· 用 関
林 委 の一部、第 2 項の一部及び第 4 項の一部を除く、第 10 款教育質第 0 項 四部 (医
水 貝 人玩。在店上取得典學巧白漆入鮮四人到場,場口為一	
会 令和 6 年度 中度 市 6 年度 市 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7	
令和6年度山形県林業改善資金特別会計歳入歳出決算	
	 E藤(文)
商 第 歳出 第2款総務費第1項の一部及び第2項の一部、第5款労働費を 鈴 木、菜	
工 四 だし第1項の一部を除く、第6款農林水産業費第1項の一部、第7款 髙橋(淳)、舩	
労 委	
働 員 - 岡工賃にたし第1項の一部及の第2項の一部を除く、第 10	
光 室 令和6年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計歳入歳出決算	
令和6年度山形県土地取得事業特別会計歳入歳出決算	

		議第145号 令和6年度山形県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の			高橋(弓)、阿部(ひ)			
			処分について	石	塚、青	木		
		議第 146 号	令和6年度山形県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に	渋	間、奥	山		
			ついて					
		議第 147 号	令和6年度山形県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の					
	第三委員会室		処分について					
		議第 148 号	令和6年度山形県公営企業資産運用事業会計未処分利益剰					
7-4-			余金の処分について					
建		議第 149 号	令和6年度山形県水道用水供給事業会計未処分利益剰余金					
			の処分について					
		令和6年度山	」形県一般会計歳入歳出決算中					
設		歳出 第2	2款総務費第1項の一部及び第2項の一部、第7款商工費第					
		1項の一部	『、第8款土木費、第11款災害復旧費ただし第1項、第2項					
		の一部、第	3項、第4項及び第5項を除く					
		令和6年度山	」形県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算					
		令和6年度山	」形県流域下水道事業会計決算					
		令和6年度山	」形県電気事業会計決算					
		令和6年度山	」形県工業用水道事業会計決算					
		令和6年度山	」形県公営企業資産運用事業会計決算					
		令和6年度山	」形県水道用水供給事業会計決算					